

議会改革特別委員会

令和7年12月10日

葛城市議会

開 会 午前9時30分

西川委員長 ただいまの出席委員は12名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。昨日までの本会議一般質問のほう、皆さんご苦労さまでございました。また議会改革なんですけど、今年改選後、終わってからこのように12名という形でスタートさせていただくことになりました。これまで議会改革、タブレットの導入であったりとか、ペーパーレス会議システムの導入であったり、議会議員定数、報酬、そして政務活動費の調査であったり、いろいろと市民の皆様に分かりやすく、透明性をもって議会の改革に努めてきたところでございます。これからも皆様のご協力をもって、この葛城市議会がよりよく、議会が市民の皆様にとってわかりやすく進めていけるようにしていきたいと思っておりますので、皆様のご協力のほうよろしくお願いいたします。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。それでは、ただいまより協議案件に入ります。

協議案件1、議会改革に関する事項についてを議題といたします。

最初に、(1) これまでの主な実績について進めてまいります。

この議会改革特別委員会は、歴史をたどってみますと、事務局のデータに残っているもので、平成22年から引き続き特別委員会として設置されているということでございました。先人の議員の皆様が努力を重ね1つ1つ積み上げてきたからこそ、現在の形が出来上がってきたのであって、今後私たちが更に磨きをかけるべく、足踏みすることなく、市民のためにもその時代に合った改革を進めてまいりたいと思っております。

それでは、資料1のこれまでの主な実績について、事務局から4年前の改選以降の主な内容について説明をしていただきたいと思います。

事務局、よろしく申し上げます。

岩永調整員。

岩永書記 議会事務局の岩永です。それでは、資料1のおおよそ4年前の時点から現在までの状況を説明させていただきます。説明する前に、この資料に掲載している内容は議会改革に関連する事象を掲載しておりますので、常任委員会の研修等については記載しておりませんのでご承知おき願います。

最初に、資料1の2ページの28番、令和3年12月定例会からでございますが、常任委員会の調査終了後に閉会中の調査案件をその都度決定ということで、これまでは一度決定した調査案件については、事案が終結するまで継続して調査項目として上げていきましたが、終結しない、また終結が明確でない調査項目があったことで、閉会中に調査することもなく、開会中においても今回調査するものはないであるとか、理事者側からの報告もないということは何度も繰り返すことがありました。これでは調査案件として常任委員会の機能を生かせないということで、開会中の常任委員会終了後に協議会を開催し、次の会期までの間で調査が必要と思われる項目について調査案件として設定することになりました。また、調査項目にそ

の他委員会の所属に属する事項を含めることで、閉会中に緊急的に調査する案件が発生しても対応できるようにしました。

次に、29番です。市議会議員選挙後に、期別に関係なく当選した議員全員を対象とした議会や議員についての基礎知識と現状の課題となっていることについて、講師を招いての研修会の開催です。これは新人議員だけの研修で講師からいいことを学んでも、ベテラン議員はそのときは聞いていませんので、その内容が伝わらないということもございます。全員が同じ研修を受けることで、問題点の共有や議会運営の円滑化を目指して始めたものでございます。3ページ目の最後、47番が11月19日に皆さんが受講しました同様の研修となっております。

次に、32番ですが、令和5年9月に、葛城市議会議員定数・報酬・政務活動費に関する基礎調査報告書を作成し、ホームページで公開いたしました。この報告書は、前回の令和3年に行われた市議会議員選挙において無投票であったこともあり、定数または報酬が適正であるか、政務活動費を導入すべきではないのか、議員の成り手不足も懸念されることから、葛城市の現状を客観的に見るための資料として作成することになりました。今回の資料3がこの基礎調査報告書となっておりますので、内容の説明は後ほどさせていただきます。この調査報告書を作成すべく、資料1の30番、作業部会を設置いたしました。この報告書を基礎として定数・報酬・政務活動費についての協議を重ね、資料の33番では、葛城市と同規模の議員定数を削減されました神奈川県三浦市に削減されることによる影響を研修いたしました。

また、この調査報告書について、35番ですが、市民懇談会で説明しまして、参加された市民からご意見を頂戴いたしました。

そして最終的に38番ですが、令和6年12月定例会において、議員定数を15人から13人に、2人削減することになりました。

次に、39番ですが、現在使用しておりますペーパーレス会議システムについて、令和6年12月定例会から試験導入してまいりました。

40番、一般質問における補足資料の使用に関する取扱い基準の作成が同年12月で、令和7年3月議会から実施されています。

次に、44番、市民懇談会の開催ですが、初めてグループワーク形式で実施いたしました。そこに書いてあるKJ形式とは、付箋を用いた話合いの方式のことです。そのとき議員がファシリテーターになってグループワークを進めましたが、資料の42番の先進地視察研修で学ばせていただきました京都府の舞鶴市と京丹後市を参考とさせていただきました。また、市民懇談会から市議会議員選挙までの期間が短いことから、参加者から受けました要望等をまとめまして、10月に理事者側に要望書として提出しております。

次に、46番ですが、現在、市の附属機関やその他の委員会等、多くの委員会等に市議会議員が委員として参加しているわけですが、行政側主導の委員会に議会議員が委員として出席することは好ましくないとして、現在、出席すべき委員会等を精査しております。その大枠が固まったのが、令和7年9月定例会中に開催しました本委員会でございます。

以上、資料1の説明とさせていただきます。

西川委員長 ありがとうございます。これに関しましては、今、資料1のほうをずっと見ていただきまして、新しく入られて今ここに座られている方はこれまでの経緯を確認していただくんですけども、今まで議会改革に携わってこられた方は、記載漏れ等があったらまた教えていただきたいと思いますけども、何かございますでしょうか。

よろしいですか。大体こんな形で今まで議会改革として進めてきたという確認でございます。

それでは、続いて進ませていただきます。

資料1の最後、47番の先日実施いたしました全員研修ですけども、5時間みっちり学ばせていただいたわけですが、今後の参考までに、簡単に皆様から感想を教えてくださいたいと思いますけども、まず、ご意見のほうをよろしく願います。

杉本委員。

杉本委員 研修の内容の中で、事前に言うてないとかという問題があるじゃないですか、うちはずも。市長が最後答えてくださいと言ったのに聞いてない。昨日もちらっと言わったと思うんですよ。この前の講習の先生の見解が、一応一定の理解をしたとして、あれを踏まえた上で、僕らはそう思っているけども向こうがそう思っていなかったら意味ないと思うんですよ。その辺どうされるのかなという。僕らは、いやもうそんなの事前に言うてなくても答えてよという意識が更に増えているんですけど、昨日もちらっとまた市長が言ったじゃないですか。聞いてなかったけど、ルール上は答えていいですけど答えますみたいな、めっちゃ要らん一言入っていると思うんですよ。

その辺をちょっと、この講習も踏まえた後、我々がどういうふうに理事者に言うていくのかというのは、これは何回も言ってる話やと思うんですよ。さらに、僕らだけ講習を受けて、僕らの認識だけ上がっただけで、理事者側は何も変わってなかったら意味ないと思うので、その辺のこれからの、またあんな一言一々言われたら、みんな多分いらっとしたと思うんですよ、はっきり言って。その辺どうされるのかというのは皆さんで考えたほうがいいかなと思うんですけどね。

西川委員長 今、ご意見ありましたけども、廣瀬先生の中で、一般質問の中で通告をして、通告をしてないけど答える義務は出てくるということをおっしゃっていたと思うんです。そこで理事者側と乖離があるということなんですけども、これについては皆さんどういうふうにしていったらいいかというところなんですけど。

川村委員。

川村委員 よろしく願います。早速、今定例会の議会運営委員会を開催しましたときに、そういった私たちの研修の中で、通告というのをどう捉えているかということについて、委員長として、理事者のほうに、そのときは市長は不在というか、途中退席されましたので、そのことを副市長に伝えていただくようにというふうに申し上げました。要するに、こちらから要望してもそれに応えていただけないという、今回そういうシーンがあったんですけども、これは根気よく議会運営委員会の中で言い続けていきたいなというふうに、私はそのように

思っております。

要するに通告は聞いてないけどということは余計やと、余計な話やということを上げたつもりだったんですけども、そのまま言うておられました。それはそうではなくて、市長が答えられなかったら部長が答えたらよいということについては、そのように申し上げたつもりですので、市長はそのように誘導したと思いますけれども、やはりそういった通告は聞いてないというような答弁をこれから議会の中で繰り返されると、それでは議会が成り立たないというふうに思っております。それも議長のほうから、また議会運営委員会としても申し上げましたけれども、改めて議長のほうからもそのように理事者のほうに言っていただきたいというふうに希望いたしますので。

西川委員長 増田議長。

増田議長 実は12月7日に、一般質問の前の日に私は市長にお会いしました。一般質問の通告漏れと申しますか、通告範囲を超えた、打合せ範囲を超えた質問に対する答弁ということで、講師の先生の内容も含めましてお願いしてまいりました。市長の答弁のできない理由としては、非常に一般質問の答弁というのは大切な発言やと。記憶等で発言して、もし誤った内容であれば誤解を招いてもあかんで、あらかじめ聞いておくほうが無難と。それなら分かる範囲内とか、調べて返事しますとかという答弁の仕方もございますよというふうなことで、極力ご協力願うようにご依頼してまいりましたし、今回の講習の内容につきましても市長のほうにお伝えをしておりますので、今回、若干ご理解いただいたかなというふうに感じております。また、正式な議会改革として市長にこういう内容で通告外の発言についての考え方等も整理して出す必要もあるのかなと。私は口頭でお願いしただけですので、きちっとお伝えする方法もほかにあるのかなというふうに思います。よろしくお願ひします。

西川委員長 ありがとうございます。

これに関して、この講師の受けた意見、また議運の委員長と議長に託させていただきまして、どうまとめて送るのか、また口頭で言うのかというところは、議運の委員長と議長に、理事者側に対して申し送っていただくようお願いをいたします。

そのほかの件、講習を受けて何か感じられたことはありますでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 杉本委員と共通する認識なんですけれども、議会のあるべき姿について、この間研修も受けてやってまいりました。ところが、そうすればするほど現実の葛城市議会の議会運営の在り方というのは、理事者側との関係があるので、そこのギャップが今開いてきているかなと思います。だから、川村委員がおっしゃったように、議会運営委員会でもうちょっと忌憚なく、議会運営委員会だけで、今の現状、議会運営上の問題、これを出して整理した上で、議長もおっしゃいましたけど、まとめて行政側に要望なり、こういう問題点についてどうかということを開きかけるようなことをしていかなければいけないかなというふうに思います。今回の定例会におきましても様々、議会運営上どうなんだと、議会に対する進め方、議案の出し方も含めていろいろとご意見もあるようなので、そこのギャップを埋めるということを議運中心にやっていくことが大事なかなというふうに私も思いました。

以上です。

西川委員長 質問だけじゃなくて、議案の前に出し方、その辺についても議会運営委員会からまとめていただいて、理事者に乖離をなくしていくように努力をしていただきたいというところでございます。

ほか、よろしいですか。

岩永調整員。

岩永書記 事務局のほうから今後のことがあるので確認したいんですけど、4年に一遍、新しい議員さんに研修をさせていただいているんですけど、先の話やけど、次の4年後、同様の研修をさせていただく形で引継ぎをさせていただいていいかということで、もし今回の研修が意味があるということであれば、また引継ぎをさせていただきたいと思うんですけど、そこら辺どうでしょうか。ご意見いただけましたら。

西川委員長 今、岩永書記がおっしゃっているんですけど、改選があったときには、皆さんで講師の研修を何しようかというときがないので、議論するときがなかったんで、こういう形で今回同様、議会の基本から4年後も学んでいく、浅く広くになっているんですけども、ああいう形で。ただ、新人の方にとってはやはり有意義な講習であったのかなというところはございますし、僕らにとってもそうだったんですけども、特に新人の方、どうやったかなということ、ご感想をちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

木村委員。

木村委員 非常に分からないことだらけで入らせていただいて、1から10まではまだ全然分からないですけども、先ほど杉本委員もおっしゃったように、向こうの答弁するしない、それもやっぱりしてもらえんやと。今回一般質問をいろいろ考えさせていただいて、理事者としゃべらせていただいて、向こうがどうしても僕ら新人やからちょっとなめているのか分からないですけども、何か、いやこの質問はやっぱりなしにしますみたいな言い方もしますので、それは僕も今回の勉強で、いやそれやったら答える答えへんは、答えてもらえるというのを聞いていますので、今回の授業で。それで答えてもらわれへんのやったら答えてもらわんでもいいんですけど僕は言いますよとはっきり言えたので、それは非常に勉強になったと思います。だから、次の人にももしされるんやったら非常に勉強になりますので、これから先も続けたほうがこれはいいと思います。

西川委員長 ありがとうございます。

速水副委員長。

速水副委員長 実に私も今回講習受けさせていただきまして、有意義なものだったと考えております。特に一番私自身が有意義に感じたのは、本来判断基準がやはり曖昧なものが多い部分があると思いますけれども、その判断基準について、例えば他市との比較、これを明確に講師の先生方がおっしゃってくださいましたので、そういった意味ではこういう勉強会というのは非常に必要なものだと私は判断させていただきました。

西川委員長 ありがとうございます。

鶴本委員。

靄本委員 おはようございます。僕自身も当日、正直理解してない部分も多々はあったんですけども、やはりそういう講習がないよりも、やっぱりああいうことがあったことに対して、またいただいた資料も含めまして復習もできますので、今後も続けていただけたらなと思っております。

以上です。

西川委員長 福本委員。

福本委員 皆さん、おはようございます。私も、やはり全然分からないところからスタートだったので、ああいうふうにご講演いただいて、自分で勉強できる機会をいただけたというのは非常にありがたくて。まだ1から10まで全てを分かりきれているというわけではございませんので、できれば継続してしていただけたらというふうにも思っております。よろしくお願いたします。

西川委員長 ありがとうございます。

一番新人の方にとって、ああいう形で講師の方に来ていただいて、最初の議会の在り方とか、幅広く一般質問のこととか、予算のこと、決算のこととかいうところまでかなり幅は広がったんですけども、4年後も同様にこれを引き継いでさせていただけたらなというところがございますので、その形で4年後の、これは事務局の引継ぎになってきますが、これで進めたいと思うんですけども。

奥本委員。

奥本委員 一応新人以外のところの意見も言っておきますけれども、私は非常に有意義だったと思います。新人の議員さんにはまだ分からないことが結構多かったので、全てを理解するということまでは行かなかったと思いますけど、これは期数を重ねている議員ほど得るものが多かったのかなと思うんです。特に今回の講演のというか、研修のテーマが、議員としての心構えと議会の仕組みという一番基本的なところなので、それは期数を重ねていっても忘れてはいけないところだったと思うんです。一番最初にお話のあった、議員とは地元や選挙区、後援者、特定の団体等の限られた代表ではなく、当該自治体住民全体の代表者であるという、ここのフレーズは、もう絶対に全ての議員が忘れてはならない。それを再認識というか、思い起こさせてもらって、なおかつまたこれからそれを柱に活動していこうという、もう再認識する機会なので、これは期数の多い議員にとってもやっぱり有意義な研修だと思っておりますので、ぜひとも続けていただきたいと思っております。

西川委員長 ありがとうございます。

杉本委員。

杉本委員 私も奥本委員さんのおっしゃるとおりで、僕も聞いていてすごくよかったんですけど、誰に対してこの勉強会をするのかというのによって、全員にやるのはそれはそうなんですけど、新人の方々が最初の議会に対してどういうふうにしていくのが重きになるべきなのかなと思っているんです。最初やから。それにしては、僕らもちろん勉強なる部分はあったんですけど、ちょっと広過ぎたような気もするんですよね。一番最初の議会に対して、その心構えとかそういうのも大事なんですけども、質問の仕方であったり、議会のルールであったりとい

うふうに、そっちのほうを先に勉強したほうがいいのかなど思いながら聞いていたんですけども、これを機に、みんなの場合で発表するんじゃないかと、新人の方々に、こんなのも知りたかったなというふうにしてもうたほうが、もうちょっと狭く、5時間あったので、その中のここだけでも新人の方々にこうですよ、議会の仕組みはというふうにして、そこから発展するんやったらいいですけど、だーっと行っちゃった感はちょっとあるので、多分皆さんの言うみたいに1から10まで、8か9か分からないですが、それが低いか高いかは置いといたとしても、もうちょっと一番最初、1のところをやったほうが、最初の一発目なので大事なのかなと思ったので、意見を聞いて次に活かしてもうて、もうちょっと狭いところをやったほうがええんかなというのが、聞いていて、僕らも勉強になったんですけど。それはそれで。

西川委員長 ありがとうございます。

先ほど新人の方もお話ししていただいたんですけども、分からんことが多かったということも結構あったと思うんですけど、今、杉本委員お話ししていただいたみたいに、ここを重点的にもっと知っておいたらよかったなというところがあれば、そこをもうちょっと、重点的なところ、例えば最初の取っかかりの議会の仕組みであるとか、心構えであるとか、その辺とか、一般質問であるとか、質問の仕方であるとか、ここを特にというところがあれば参考にお聞かせ願いたいんですけども。

木村委員。

木村委員 思ったのは、入らせていただいているいろんな資料をいただいたんですけど、一番最初に議会が始まる、委員会に入らせていただいた、どうやって発言するのか、何を発言してもいいのか、どこまで踏み込んでいいのか、それも分からないところもあれば、いろんな過去の経緯も聞いてから発言しなきゃいけないのも分かるんですけども、どこまでして、どういう流れでという仕方をもう一つ二つ詳しく教えていただきたいのと、あと一般質問に関しても、自分でいろいろ考えさせていただいて、いろんなホームページを見たり、いろんな一般質問のやり方とか、自分で結局探しました。これも結局どういう流れが一番いいのか、法令を言いながらであればいいのかとかいうので、もうちょっと1つ1つ踏み込んで、一般質問もこれがあったら分かりやすいよ、向こう側にも伝わりやすいからという、すぐにちょうど今回一般質問もあったので、いろいろ僕らも新人としては分からんところが非常にあったんですけど、委員会と一般質問に関しては特に一番先にしなきゃいけないことだと思ったんで、そこはもうちょっと分かりやすく、もっとそこを踏み込んで、こうしたほうがいいよ、過去はこういうのも何かいろいろあったよとか、そういうのを教えていただければもっと勉強になると思うので、その辺をやっていただけたらありがたいかなと思いました。

西川委員長 質問の仕方とか、一般的なことは講師の方はいろいろと教えてくれるし、事例を出して教えていただけると思います。あとはやはり木村委員に関しては、こういう経緯やったというの委員の誰かに聞いていただいて、そういうことも踏まえながら質問もしていただけたらなということもちょっと感じるところでございますし、発言の仕方、一般質問の仕方、その辺を重点的にしていただけたら、講師で学びたかったというところですね。

増田議長。

増田議長 私も新人の頃、何も手元にないし、勉強不足であったということで、ある方から教わったのは、奥本委員はいつもお持ちですけれども、議員必携、あれを読み解きなさいと言われた。それから地方自治法、それもちゃんと頭に入れたほうがいいよ。この2点を言われて、できるだけ議員必携の中の非常に参考になる項目がたくさんあるんで、それで勉強したというのもございました。講習会といいますか、新人の説明会のときにどこまで内容説明されたか、ちょっと私は把握してないんですけども、私が入った頃になくて今あるのが、録画配信、それから議事録の検索ができる。これは非常に便利で、一般質問する場合に項目をぽんぽんと入れると、過去にその項目で質問された方の内容とか、全部見れるので、それを活用するといえますか、便利になったなという思いがしているので、今お持ちのデータの中にもたくさんそういう講師から学ぶ部分と、自分の資料の中で学べる部分と、たくさんあると思うので、いろんな方法を活用するべきかな、私もそういう形でできるだけ過去のインターネットの録画配信、それはよく見ます。今でも見ますので、参考にされたらどうかと思います。

西川委員長 議長からのアドバイスということですね。

木村委員。

木村委員 それを今回講習の後、1時間でもいいんですけど、先輩の議員の方々からこういうことをお聞きすれば、僕も一応過去のことも調べさせていただいて、いろんな先輩議員が、僕に関しては通学路やったら通学路のことも言っていたというのいろいろ調べました。調べやないかん、そういうのを調べたほうがいいよと、たとえ1時間でも、もともとおられた先輩議員の話をごやっけて聞かせていただけたら非常に参考になるし、自分の席からどうやってあこまで行って、どういうふうに挨拶してまた戻ってきてというのも、結局皆さんのやつを見て学ぶことになるので、その辺も分かりやすく、もし1時間でもこうするんやでと教えていただければ、もうちょっと分かりやすくなると思うので、その辺も考えていただけたらなと思います。

西川委員長 これはもう議員間のコミュニケーションというところになってくると思います。確かに皆さん配慮をしていただきながら、後輩議員にしっかりと伝えていくということをしていただけたらなと思います。

講師に関して、さっき木村委員は発言の仕方とかというところをもうちょっと具体的に講習として学ばせていただけたらなということやったと思います。ほか新人。

福本委員。

福本委員 やはり我々新人議員も、選挙が10月にあって、12月にというふうなところでありましたので、先ほど木村委員も言われていましたけれども、議会での発言の仕方だったりだとか、そのところは特に重点的にというふうには一番感じるところでございます。もちろんたくさんの方の事を学んでいかなければならないというふうにも思うんですけども、重点的にとなってくるのであれば、やはりそういった、まず議会の一般質問だったりだとかのところになってくるのかなというふうには思います。

西川委員長 福本委員。

福本委員 実際、当日の講習時間が5時間ということもありますし、恐らく先生からしたらもっと深

くいろいろ伝えたいという部分の中ではしょられながらもという部分も配慮していますので、理解するというのは個人の差でもあると思いますので、僕自身はあのスタイルでもいいのではないかと、あとはもう個々で復習であったり、いろんな先輩議員さんに教えてもらいながらでいいのかなと僕の中では思っております。

西川委員長 吉村委員。

吉村委員 講習のことについて、本質の部分じゃないんですけども、また4年後ということで付け加えていただけたらありがたいというのは、先ほど議長も少し触れられたんですけども、毎年毎年、こういうデバイスを使ったりとか、日進月歩でいろんなものが変わってきていると。我々の前の先輩議員でしたら、例えば過去の検索したりもできなかつたし、それから動画も見ることができなかつた。そういうふうに状況は変わってきているというところがありますので、そういったことがまた更に4年後というのはやっぱり進んでくると思うんです。一部、例えば生成AIを使って当たりを付けたりとか、例えば自分たちの政策についてほかの先進事例を見るための当たりを付けたりとかということも今始まっていると思いますので、そういうところの、何というんですか、こういうやり方がありますよとかいうふうなことも少し研修に足していただけたらありがたいかなというふうに思いました。

西川委員長 分かりました。ありがとうございます。

そうしたら、もう次もありますので、これについてはこれぐらいで締めさせていただきたいんですけども、今いただいた意見を4年後、先ほど申し上げましたけど、研修を何するかというのが改選のときはなかなかできませんので、こういう形で今、特にこれということ、またいろいろ新人の方も含めて意見いただきましたので、これを引継ぎさせていただいて、事務局のほうで、また4年後も同様プラス、同様というか、このような形プラス、ここに特化したような発言とかというところを考えて、また引継ぎをしていただきます。

それでは、次に行かせていただきます。

次に、(2) 議会議員が委員となる各種委員会などについてでございます。

改選前に開催いたしました本特別委員会において、方向性について決定をいたしました。その内容は、資料の2の2ページの最後に記載をしております。①基本的に市議会議員が各種委員会などへの委員選出は行わない。②選出枠が学識経験者などであっても市議会議員は各種委員会などの委員にはならない。③議会議員の委員選出はしないが、重要な委員会などについては傍聴を認めていただく。④特別な事情のあるものについては、引き続き市議会議員から委員を選出する。それと、市とは別組織であるもの、続いて政令などで市議会議員が委員となることを定義されているもの、続いて市議会として積極的に活動する必要のあるもの、続いてその他特別な事情により市議会が関わる必要のあるものがございます。

それでは、新しい委員の方もおられますので、なぜ市議会議員を委員として選出しない方向に進んでいるのかを簡単に説明をさせていただきます。市議会議員が委員となった場合に、その委員会の長を持たされることというのが多いです。委員長として中立的な立場で取りまとめたものが、時として議案で上程をされることがあります。議案によっては反対をしたいものも出てくるかもしれません。よって、委員会の時点で市議会議員が関わらないほうがよ

いと考えておるところでございます。

また、選出枠には市議会の代表などと表現しているものもあり、担当部署の考えでは市議会議員が1人でも委員として入っていれば市議会の意見を反映していると思うところがございます。また、市議会への報告も不要と考えているところもございます。しかし、市議会側の選出は代表としてではなく、個々に振り分けているだけでございます。委員会前の意見統一や委員会後の報告など一切行っておりません。また、こんな多くの委員会全てにおいて意見統一や事後報告をすることは不可能でございます。理事者側の期待と市議会側の考えにギャップがあることから、市議会議員の委員は選出しないほうが賢明であると判断をさせていただいたというところでございます。

それで、前回の委員会で、引き続き委員を選出するものと、選出はしないけれども会議の傍聴を希望するものについて区分けをいたしました。その内容は資料2に掲載をしております。

(1)から(3)が今後も委員を選出していく委員会などで、(4)が委員を選出しないが、会議の傍聴を希望する委員会などでございます。今回はこの(4)について理事者側が傍聴を許可してもらえるのか調査できていませんでしたので、その後の状況を事務局から報告をしていただきたいと思います。

岩永調整員。

岩永書記 議会事務局、岩永でございます。それでは、資料2の(4)の委員会等について、傍聴させていただけるのか担当部署に照会をいたしましたので、その内容を報告いたします。

照会の結果でございますが、現時点で傍聴可能と回答いただいた委員会等は、(4)の表の番号のところに丸をつけております。丸がついてないのは、水道事業運営委員会のみ現在不可と回答されましたが、条例改正をするときに傍聴規定を加えたいということで、議会議員の委員が不在となると同時に傍聴は可能となるということから問題ないと判断いたしました。よって、現在傍聴希望する委員会等は全て傍聴可能になる予定でございます。

以上です。

西川委員長 ここまで前回の振り返りと会議の傍聴について報告を受けましたけども、それでは、実際にはいつからこの体制にしていくのか検討していきたいと思います。区切りとして考えられるのは、年度替わりの令和8年4月1日、もしくは次回役員改選が行われる令和8年11月かと思われまます。委員会によっては条例改正や議員が抜けることで別に委員を追加して依頼をしなくてはいけないものもございます。ある程度移行期間が必要と思うのですが、これについてもご意見いただきたいと思います。

川村委員。

川村委員 傍聴が可能になるということは、その傍聴によって我々が議会で議論をすることができるということが、傍聴による1つの効果というか、そこに誘導していくわけですけれども、例えば計画策定に、議会にその計画について理事者のほうから報告があり、その審議会でも決定をするというような流れだけで、冊子の本を後で議会にぽんと持ってくるというようなことであれば、今、丸印の付いている傍聴はできるけどというけども、その目的が全然達成されない。だから、そこをどのように理事者が考えているかということをしつかりとこちら

から言っていかなければ、傍聴するだけやったら何の効果もないわけで、傍聴した上で議会で審議できる機会を持てるかどうかというところ辺りをしっかりと確約していただくような流れをつくっていただきたい。ここが今回あえて傍聴にとどまるところのことかなど。

審議会の中に議員がいて、計画策定の中で議会の代表として物申せるところに、議会全体の意見というものが反映できるかできないかという問題もありましたので、今このような形で、1人の責任ではなく、議会全体としてその議論ができる機会を持たなければ意味がないと思います。ですから、今回の傍聴をするために、その後の流れというのをしっかりとつくっていただきたいというふうに思います。

西川委員長 ありがとうございます。

川村委員おっしゃるとおりでございます。これについては、給食運営委員会を傍聴できるって言ったら、その後の議論を議会でする場所ですよ。それをどこで開いていけるかというところも理事者側には確認をするんですけども。

例えば、総合計画でしたら議決案件になっておまして、傍聴、これが一番いい流れだと思うんです。要は傍聴にとどまりましたけども、ただ審議をする場所がそこで確定してあると、議会の中で、総合計画に関しましては。これがほかの委員会でもどこかで議論ができないかというところが川村委員のおっしゃっていることだと思うんですけども、これについてはどうでしょう。

岩永調整員。

岩永書記 前回の資料があるんですけども、4の下のところの注意というところで、傍聴だけではなく、調査案件や状況によっては特別委員会の設置も検討する必要があるということで、傍聴した内容によっては、ここはもう常任委員会の委員長がしっかりと、まずは調査案件にしていかなあかんとか、そこら辺はもう柔軟に対応していただいて、しっかりと議会の意見を反映させられるような形で進めていただいたらいいということで、一応前回の資料ではそういうふうに説明しております。

西川委員長 あと移行期間も聞きたいんですけど。

奥本委員。

奥本委員 それを今話そうかなと思ったんですけども、要はこれをいつからするかという話なんですけども、今の川村委員の話にも関連するんですけど、やはりそれぞれの委員会の最終目的として、いろんな重要な事項を決定する、特に計画策定というのが一番大きな要素としてあるかと思うんですけど、その計画策定がこの委員会だけで完結してしまうと、いくら議会のほうで話し合いの場を持っても駄目なので、その委員会の話し合いが終わって、最後、議会のほうの、どこで話し合うかはまた別として、意見を聞きましたと、最終それをまた委員会に持ち帰っていただいて計画策定につながるというその流れだけを確定していかなあかんと思うんです。

そうなってくると、委員会の開催日数って恐らく予算で決められていると思うんです。そのところをまず向こうの理事者側のほうで、委員会の流れとして議会の意見をまず聞いた上で最終の委員会としての結論にもっていくようにしてください、そのためにはこういう形

で委員会の回数を増やしてもらおうとも考えられます。そうなってくると、予算のほうの関係で、いつからできるかというのは必然的に決まってくると思います。だから一律は難しいと思いますので、それぞれ委員会ごとで変えていく時期というのは、もう向こうに出してもらおうという形で変えていけばどうかという気がします。

西川委員長 谷原委員。

谷原委員 川村委員のおっしゃることと関係するんですけども、傍聴だけだと、これまでは委員として出席したときは意見が言えたけども、傍聴では言えなくなる、この問題なんですけども、1つは、例えば給食委員会だと特別会計で予算が出るので、傍聴したところでは、そこで意見を言うこともできると思うんです。あるいはそれにかわって調査案件も求めることができると思うんです。予算に関わるところに委員が入ると、先ほど冒頭に委員長がおっしゃったような、事前に諮問機関である行政のところ議員が入って、その予算の原案となるようなことまで議論されていて、それが議会に出てくるということになるので、そこは議員がいるのはよくないと思うのでこれを外していこうということになっているわけですけども、問題は計画なんですわ。

計画の場合は議決案件ではないので、言えばもう勝手につくられて、行政はそれでやるというのはありなので、そこにどう反映させるかということになると、もうこれは地方自治法の96条の第2項による議決案件とする事項として条例を議会が定めると。これは積極的に本来は利用してしかるべきかと思うんですけど、これは葛城市議会では藤井本委員が前にやられた総合計画、これについては絶対最上位計画だからということで、もうこれを条例に定めて議決案件にしましたけども、ほかにもそのときにいろいろ調査やったことがあります。全国のいろんな事例を見ても、例えば介護保険関係の計画書とか、あるいは都市計画についての計画書とか、それも議決案件にしているところがありました。

そこまでいけば当然議決案件になるので、行政のほうは事前に計画段階の最初のところからこういう立てつけでいきますというふうになれば、ここはしっかりと議会でも関与できるのかなと思うんですけども、これは今後どうするかというのは議論を深めていかないと、今すぐというわけにはいかないで、これは今後のテーマとするとして、取りあえず1回出て様子を見て、要は傍聴だけにして、委員は抜けて、実際にもうちょっと議論を詰めた上でそこはどうかというのをやっていく必要があるかなと思うんです。

あと、いつからというところは奥本議員がおっしゃったように、行政側の問題もあると思いますので、それはまちまちになるかと思うので、行政のほうの意見も聞きながら対応を決めていったらいいかと思います。

西川委員長 ありがとうございます。

そのほかありますか。

杉本委員。

杉本委員 皆さんとほぼ同じ意見で、計画関係は議決に、強制的にじゃないですけども、そういうふうに、僕も計画関係に出ているんですけど、もうほぼ完成で出てきよるんですね。これをどうせいというぐらいのレベルだと思います。そこには国の目標があって市がこれをやると

いうふうな、ざっくり決めたじゃないですけども、そういうのもあるんですよ。そこを僕1人で言うても何もならないんです。ただもうそれで進んでいくので。これを議決案件にすることによって、もうちょっと締まったものにできるんじゃないかなと思うのが1つと、ちょっと前に下水道事業の計画書か何かも出てきたのも、あんなもの誰も知らんわけじゃないですか。そういう系も1回これを機に、いろんな計画書とかあると思うんですけども、議決案件にするべきものとかという精査もこれを機に、前の下水道のやつも多分皆さん知らんのにばんって出てきて、何年か分の計画書が出てくるわけじゃないです。それも議会スルーしてというのいかなもんと思うところあるので。

時期に関しては急いでやっていくのはええと思うんですけども、こういうことをしっかり固めやんかったら、ただ単に抜けるだけで終わっちゃったはずだと思うので、僕が思っているのは、議決案件にできるのか、しなかったらどう委員会、議会に報告するというふうにやっていくのかというのが確定してからやるべきなのかなと。取りあえず今のところ不具合がそこまであるとは思えないので、その辺はちょっと慎重にというか、急ぐのも分かるんですけども、お願いしたいかなと思います。

西川委員長 いろいろ意見ございますけども、主には計画ですね。計画をつくっていくところの委員会について、どうしていこうかというところだと思います。これは議決案件にしていくというのは、議会からこれを議決案件するよということを理事者側にも伝えて議決案件にもっていけるかどうかというところもございますし、あとどこで常任委員会の調査案件の中で報告をいただくと、それがどう反映させられるかということも含めて、この計画に関わる委員会については、もうちょっと理事者側と話を詰めさせていただきたいというところですね。

その時期も、やっぱりそれが固まらんかったらなかなか厳しいのかなというところが皆さんのご意見やったのか、谷原委員はもう傍聴を先にしたらいいんやろうというところがございますけども。

増田議長。

増田議長 事務局おられるんで、参考に聞かせていただきたいんですけども、例えば介護保険の事業計画とか、福祉計画とかというのは、恐らく国が1つのひな形を送ってきて、葛城市バージョンに名前を変更するみたいなパターンのやつと、スポーツゾーンの基本計画なんてこれはもう一から葛城市独自の計画を立てておられるという分と、若干内容によって国から下りてきたシナリオ通りのものと区別する必要もあるのかなというふう思うんですけども、どうなんですかね、事務局のほう。そういう国からの指導に基づく計画と2種類あるという内容についてちょっとお聞かせください。

西川委員長 岩永調整員。

岩永書記 一番今気になっているのが介護保険の計画やと思うんですけども、結局法改正がある中で、それが下りてくるのは遅いので、その法改正に倣って当然変わっていく部分があるんで、市独自じゃない部分は特にあるプラス、介護保険は逆に言うたら保険料は市町村単位なので、独自な部分もありますので、そこら辺が議会としてどうかというところだと思うんです。大体の保険料とは関係ない計画に関しては、法改正がまずかかってくると思うので、日本全国

谷原委員。

谷原委員 要は、議会がもうここから委員を全部引き揚げますということを理事者側に伝えて、これは全部諮問機関やから理事者側の問題になるので、最後はね。そこはもう理事者側に各委員会の事情に合わせて、総会で変わるところもあれば、条例改正があるから条例改正をしてから変わるところもあれば、そこはもう理事者側の諮問機関なので任せるしかないと思うんです。ただ、問題は、もう年が明けたら基本的には議会としては抜けるということですので、諮問機関のほうの改正とかいろんな部分はそちらでやってくださいというふうにスタートを言わないと、向こうも何も作業できませんから、そのスタートをいつにするかというのはやらなあかんのだけれども、杉本委員がおっしゃったように、抜けたら困るようなことがあって、計画のほう、これを固めてからやりましょうというんやったらもうちょっと議論して、それを定めてから向こうにお伝えするということだと思っんです。

ただ、伝えるのをいつにするかで。僕はもうすぐ伝えて、もうそういう作業に入ってくださいと。計画は計画でこっちで煮詰めて、必要なものがあつたら議会の議決案件にすることも可能だし、あるいはそこまでしなくても向こうに申し入れることも可能なので、分けたほうがいいかなと思っんです。杉本委員のおっしゃることもよく分かるんですけども、その判断をしていただいて、もうちょっと煮詰めるんだつたらもう一、二回議論した上でとは思っますけど。

西川委員長 いろいろと意見が出てきますね。計画のやつがやっぱりネックやと思っます。やっぱり皆さん気になるころやと思っますので、これについて、計画の分について一旦精査をさせていただきます。これが、言うたら関わらんなん、議会の中でこれを取り上げてせなあかんもの計画なのかというところをまず精査させていただきたい。

川村委員。

川村委員 先ほど岩永調整員のほうから、傍聴して、その傍聴をするのに1回で計画がもう決定ということはないので、計画策定するのに何回かの審議会、協議会があります。その協議会を経て、この辺りでちょっと待ったと、議会のほうでちょっとそれについて調査案件にしたいというような申出があれば、今言うその計画についても一定議論ができるのかなというふうに、そういうタイミングをつくれればいいのかと思っます。ですから、今一旦、計画についても心配されるころですけど、入ってしまうと、先ほどの事情じゃないけども、委員1人の決定でいいのかという話になってしまうので、それはもう逆に当初の話からはずれてくる話になるのでね。

だから、今回は今期で一旦改選の時期ですので、次年度からは一旦は特別な事情のあるものというか、先ほど一番下の、前回の委員会で市とは別組織のものとか、そういった事情によってどうするかという部分についての議論もきちっと今日は詰めて、まず法令、市の組織としての審議会をどうするかというのをもうある程度決めてしまつて、その後で議会はこういうふうな、傍聴をやってどうしていくかというのは、議会の中で事情として決めていったらいいのか。一旦その組織から外れるということについては、廣瀬先生がおっしゃったように、そこにいるべきではないということでしたので、この際、その議論をしても議

会としてどうするかという問題だけですので、そこはもう議会として、傍聴を経た後にどうしていくかということは議論、その機会をつくれればいいのかと思います。

ですから、今回はもうここまで整理ができていますので、一応市の組織について、特にそこに法令的に参加をしないといけないもの、それ以外のものはやっぱりある程度の1つの締めをしていくべきなのかなとは思いますが。だから、あとはもうその議論をしたほうがいいと思います。どこで審議するのかと。今日はそれはできないので、ある程度もうどこかで線引きをしていく。それは私は廣瀬先生がおっしゃったように、そこにいるべきではないというところに重点的なあれを置きますけれども、あとは理事者にそこでやりますよというふうに申入れをしっかりとっていくということを思いますので、もう決断していくべき時期ではないのかなとは思いますが。

西川委員長 今、川村委員がおっしゃっていたように、取りあえずこうやって一旦整理をさせていただいております。いつからの時期ということを理事者側に伝えやんと、その条例の改正もやっぱり要ります。ですので、これを令和8年4月1日というたらもうすぐなんですね。だからこれをめどにするのか、これを目指してもう理事者側に人を見つけていただくという段取りも必要なので、これを伝えさせていただくと。ただ、できない可能性があります。やはり条例改正、この4月1日というのは。その辺は臨機応変に対応していくという形で、もう理事者側のほうに投げかけさせていただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 川村委員おっしゃっていただいたように、計画に関しても、一旦傍聴していった中で、これは調査案件、また特別委員会を設置せなあかん、しっかり議論せなあかんというものに関して、どういうものかというのがなかなか今分からんと思いますので、それを傍聴した中で進めていくということで進めたいんですけども、それでもよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 そうしたら、令和8年4月1日を目途に理事者側に投げかけさせていただきます。これが条例改正がスムーズにできるかどうかというところもなかなか、理事者側の事情もありますので、人を見つけれられるかどうかというところもありますので、その辺については臨機応変に議会としても対応させていただきたいというところがございます。

そうしたら、そのようにさせていただきたいと思います。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 それでは、次に(3)議員定数・報酬・政務活動費について進めてまいりたいと思います。

この件については、以前より本委員会で調査をしてまいりました。そこで最初に、資料3の葛城市議会議員定数・報酬・政務活動費に関する基礎調査報告書と現状について、簡単に事務局から説明をお願いいたします。

岩永調整員。

岩永書記 議会事務局、岩永でございます。それでは、資料3について簡単に説明をさせていただきます。

ます。

まず、この報告書を作成した目的ですが、さきに説明いたしました資料1でも触れたように、前回の市議会議員選挙において無投票となったことで、議員定数や報酬が適正なのか、政務活動費導入をすべきなのかというのを検討するため、葛城市の現状を客観的に見るために作成したものでございます。新人議員におきましては、詳細について後日確認していただいたほうが、たくさんあるのでいいと思いますので、今回は簡単に内容を説明させていただきます。

最初4ページです。県内12市において市議会議員選挙が無投票となったことがあったのかを確認するための表でございます。一番上、7番のところの表を見ていただければ、葛城市のほかでは無投票のところはないということがそれで分かると思います。

次に、議員定数について、いろんな計算方法で導いた数値がずっと出ていますが、それをまとめたものが8ページの表8のとおり、どの計算方法によっても、当時の15人より高い数値が出ておりました。葛城市の議会議員は15人では決して多くなく、逆に少ないという結果でございました。

次に、報酬でございます。葛城市と人口が類似している33市の平均、類似しているというのは3万5,000人から4万人までの人口のところでございます。その平均との比較が10ページの表11です。平均より葛城市の報酬のほうが高いとなっております。しかし、葛城市は議員定数が先ほども言ったようにどこよりも少ないので、期末手当を含んだ議員報酬総額で比較しますと、表12のとおり33市の平均より低いとなっております。また、県内12市の議員報酬の比較は表13のとおり11番目で、宇陀市に次いで低いという状況でございます。

最後に、政務活動費の状況でございますが、11ページ、表14は、葛城市は5万人未満なので、全体280市のうち203市が政務活動費を交付されております。その割合が72.5%となっております。さらに、人口が類似する33市の状況でございますが、12ページの表15のとおり66.7%が交付しておりまして、平均の年額が16万6,477円、最高額は36万円、最低額が4万2,000円でございます。表16には、奈良県内の12市の状況ということで、大和郡山市と葛城市が政務活動費を交付しておりません。

次に、資料4から資料6について簡単に。資料3は令和3年のときの分なので、資料4からは最近の資料になっておりまして、資料6までについて簡単に説明をします。これらの資料は、直近データということで、令和6年12月末現在の状況であります。資料4は、令和6年12月末現在の人口が類似する団体、先ほどと同じように3万5,000人から4万人までの団体34市の議員定数についての表でございます。葛城市は当時15人だったので、2番目に少ないということですが、現在は13人になっておりますので、一番少ない三浦市と同じく、最も少ない議員定数であると言えます。

それから、次に資料5、こちらのほうは、先ほどと同じく34市の今度は報酬を比較したものでございます。正副議長ではなく、一般の議員報酬で比較した表でございます。葛城市は8番目に高いということになっております。

次に、資料6ですが、これは全国市議会議長会が取りまとめた資料になります。1ページ

目の22-1の表を見ていただくと、葛城市の人口枠であります5万人未満の303市のうち238市、78.5%が政務活動費を交付しております。4ページの22-7の表では、5万人未満で政務活動費を交付している市において、月額1万円以上2万円未満が一番多くて、52.9%となっております。

説明は以上でございます。

西川委員長 ありがとうございます。

ただいま説明にもございましたように、葛城市の議員定数、当時15人については、調査報告書を作成している令和3年12月時点で人口が類似している団体の中で最も少ない自治体でございました。令和6年12月の状況では2番目に少ないとなっておりますが、現在13人になって最も少ない自治体になりました。一方、報酬については、令和3年当時も現在も上位でございます。人口類似団体の中では議員定数は少なく、報酬は高い市という状況となっております。これが奈良県下12市の中では、報酬について11番目と他市より低い状況でございます。

このような状況でございますけれども、令和6年12月議会において議員定数を2人削減することになりました。本来であればこのときに報酬の見直しであるとか、政務活動費の導入なども行いたかったのですが、本委員会の中では議員定数の削減についておおむね了承を得ることはできたのですが、削減数について取りまとめることができませんでしたので、議員提案という形となりました。このような状況ではございますけれども、今後報酬の見直しや政務活動費の導入についてどのように進めていくべきなのか、皆様のご意見を頂戴をしたいと思います。

ご意見を聞きたい、政務活動費が必要であるなら必要、そうですね、進め方、ごめんなさい。進め方というよりも、報酬の見直しが必要、これはずっとテーマで、議員定数、報酬、政務活動費というのは令和3年の時からずっと続いてきている課題でございまして、お話しさせていただいたように議員定数は削減をしましたけれども、報酬と政務活動費についてはまだ課題として残っております、今のところ。議員定数もそうかもしれませんが、同時にしたかったんですけども、それについて残っておるので、例えば政務活動費が必要であるとお考えの方がいらっしゃったりとか、報酬を上げたほうがいいんじゃないとか、下げたほうがいいんじゃないかという話も皆さんの中で考えていることがあれば、この場でお話をさせていただきたいなというところでございます。進め方というのじゃなくて、今どういうふうに進んでおられるかと。

吉村委員。

吉村委員 まず、今回定数を削減して、もともと15人であったのが、今13人になっているんですけども、このことについて私なりにまとめてみなきゃいかんかなと思っているのは、そもそも先ほど説明ありましたように、ほかの資料等を見ましても、葛城市の市議会議員15名というのは決して多くはなかったんですよ。ほかのところと比べて多くはないという状況の中で、なぜわざわざ定数を削減したのかということについては、やはり議員の質の担保をしなければいけないということが先にあったかなというふうに思うんです。

8年前の市議会議員選挙なんですけども、投票率が67.16%あったのが、今回の改選時は54.82%と12%以上落ち込んでしまっているということが事実としてあります。これをどう考えるかということについてなんですけど、恐らく前回無投票であったということも無関係ではない。その影響もどれぐらいか分からないんですけど、多少はあったんだろうなということなんです。そういう中で議員の質を上げなければいけない、議員活動の質を上げなければならないということで、議員定数を減らしました。

これからなんですけど、まず政務活動費につきましては、これは議員活動の質を上げていくということにおいては、絶対に必要になってくるだろうと思うんです。自腹を切っただけでも例えば研修に行かれて熱心にされている議員もいますし、それから、いろんな活動をしている人もいます。交通費も出してというふうなこと、私も視察に行こうと思ったら交通費を出していったりということも過去にありました。そういうことを熱心にやっていくためには、視察研修、そういうことに政務活動費というのは必要になってくると思います。

政務活動費が数年前に世間を騒がせたということにつきましては、やはりもうどのように使っていいかわからない、まるで自分たちのポケットマネーのようにして使っているんじゃないかというような印象を与えるようなこともあったわけです。なので、きちっとまずは、例えば、研修に限るとか、そういうふうにして、これはあくまでも仮の意見、仮の話なんですけど、しっかりと目的を絞った形での政務活動費の導入ということは、これはもうできるだけ早くやったほうがいいし、これが本来、前回、議員定数削減した趣旨は、私が議員定数削減に賛成した趣旨としては、やはり議員の質を上げなければいけないというふうに思っていたので、そのためには必要になってくるというふうに思います。

それから、あと議員報酬につきましては、これは1回過去に報酬審議会に出ている金額等もありますので、それも確認しながら。あと議員報酬については、葛城市が誕生して以来、議員報酬というのは据え置かれている状態であります。この間物価高騰とか、それからあるいは、収入に対する所得というのもだんだんだんだんだん負担が大きくなってきているということもありますので、これについては報酬審議会等で諮っていただいて、またそれについて私どもも考えるというようなことがいいんじゃないかなというふうに思います。順番としては、やはり重要度としては、政務活動費、これはしっかりとやっていかなければいけないんじゃないかなと。これはあくまでも私どもの議員活動の質を上げるためというふうな趣旨ということでございます。

以上です。

西川委員長 ご意見ありがとうございます。

そのほか、政務活動費、報酬に関してどのようなご意見を持たれているかということをお聞かせ願えますか。

谷原委員。

谷原委員 報酬と政務活動費について過去調査結果もありますし、これも議会でもっと深めていかなければいけない課題だろうというふうに思っております。報酬に当たりましては、調査結果によれば全国の状況を見ると葛城市の報酬は低いわけではないと、比較的上位のほうにあ

るということなので、現下の市民の方々の経済状況も考えて、報酬を引き上げるということについては慎重であるべきだと私は思います。

ただ、吉村委員もおっしゃったように、20年間合併して変わることもないし、かつこの間の物価高騰もあって、これが妥当なのかどうかということについては特別職報酬等審議会に諮問することはあると思います。私もいろいろ調べてみますと今、報酬を大きく引き上げている議会もありました、この間。これは報酬審議会の中の議論の中でしていただいている。私は報酬に関して議会ではもう調査をしてああいう結果が出ていますので、これ以上議会でやると、手前勝手な議論も出てくるのかなと。自分たちで自分の給料を決めるということになりますので、これは市民の方にとっても納得される話ではないので、必要があれば報酬等審議会に諮問していただいて、ご意見をいただくというのものもあるかなと。現状では迷いが議員の中にも出てきていると思うんです。これだけ物価高騰の中で、ずっと同じ額で来ていますので、20年間。それが妥当なのかどうかということは客観的に判断する必要があるのかなというふうには思います。

政務活動費ですけれども、これは税金による執行になりますので、やっぱり市民の方に納得いただくというのが大事だろうと思うので、これについてどうするかということなんですが、議会活動に関しては、これは市民の方の了解を得られるのではないかなとと思っているんです。議会の活動に対して。ところが議員の活動というのは幅が物すごく広いので、政治活動、選挙に結びつくような活動も含めて。そうするとそこで何でも議会活動にかこつけて、グレーゾーンがあるわけですよ。そこでいろいろと市民の方のご批判が上がったり、住民監査請求を受けて訴訟まで至ったり、新聞、マスコミでも取り上げられたりとなるので、それは市民の信頼を失うことになっていきますから、私は政務活動費を導入するにしても、やっぱりそこはしっかりと性格づけをして決めてやらなければいけないという立場であります。

そこが曖昧だと反対ということになるんですが、何でもかんでも反対というわけではありません。実際に奈良県では10市ほどもう既に導入されて、実際に我が党の議員も使っております。だから政務活動費導入については、そういう議論を進めていただけたらと思うんですが、私個人の思いとしては、ぜひ、吉村委員が言った主に研修、これについては参加できるようにしていただく費用をぜひ出していただきたい。

これはどういうことかと申しますと、私の個人的な体験で、保育の問題で非常に法律が変わって制度が変わったときに、どうも本読んでも分からないから、東京まで自腹切って行きました、保育団体の研究所の議員向けの研修会にです。そしたらよく分かる。分かるだけじゃない。全国から議員が参加しているんですよ。200人ぐらいだったので、そこへ。大勢参加されていました。私はもう自腹ですから日帰りで行ったんですけど、懇親会もあるわけです。そうするとそこで交流されるわけです、全国の議員と。それは自腹であってもね。あるいは他市の状況がそこで分かる。

それで私は議員の資質向上の上で、専門的な方からちゃんと講習を受ける機会を得て、そしてそういう議員研修、今全国でたくさん開かれるようになって、それもみんな高いんです、何でか知らんけど。政務活動費狙いでこういう講習をやっているのかと思うぐらい高いんで

すよ。非常に魅力的な講習会がある、でもそこは100人限定とかあって、そこへ行かれて交流も含めて議員がやっておられると、葛城市議会の議員の資質の上で非常にチャンス逃しているなという気がしています。実際、奈良県内の他の議会の様子とかを見ても、レベルの高い議員さんやなど、うかうかしておられんと思うようなことは多々あるんですよ、やっぱり。そういう意味では少数になりましたし、議員一人一人の力を上げるためにも、私は議会活動という意味において、取りあえずまずは研修、あるいは調査のことについては議会活動にかなり限定できますので、そういうところを入れていくのは個人的にはやっていただけたらと思っております。

西川委員長 杉本委員。

杉本委員 何回も同じこと言うて、大前提、今、期数を重ねている方の意見も踏まえて、全員一遍、新人の方もおられるんで聞いたほうがええんかなと思ひながら、ちょっと1回、何回も言うていますが、僕、言わせてもらったら、政務活動費に関しては、今の谷原委員の悲しい思い出を聞かせてもうて泣きそうになったんですけど、やっぱり資質向上というためにも要ると思うんです。ただ、ここで要る要ると言っているんじゃなくて、昨日、委員長にも言わせてもらったんですけども、九州で13年ぶりに政務活動費を復活させた議会があるんですよ。そこで、先ほど言ったような名目であったり、事務局とのやり取りであったり、あかんものであったり、去年できたばかりなんで最新やと思うんです。

昔からある何でもオーケーというんじゃなくて、多分そうやって、読んだら市民の方々の声もしっかり反映させてと書いてあったので、そこをちょっと行って、金額の決め方もそうじゃないですか。多分ずっとここでみんなて要ると思ひます要ると思ひますと言ひても、細かいことは決まらんと思ひるので、そういうところに一遍視察でも行って、そこに行つたからこそ分かることもあるやろうし、多分賛成9、反対8か、拮抗した議会やつたので、その意見とかも全部一遍持ち帰つてきて進めていつたほうがいいと思ひます。多分、卓上でしゃべつていても進まんと思ひんで、その辺は皆さんの意見も聞いて打診していただきたいなと思ひます。

僕はずっとと言ひているんですが、政務活動費を入れていただくのは全然いいんですけども、議会議員が責任をもつて政務活動費を使うという意味で、そこのお金を使つていただくのはいいんですけども、その代わりと言ひちゃなんですけど、常任委員会の委員会視察のことを減らしたりして、その財源を生み出すという意味でも、そういうふうな工夫をしていただきたらいいなと思ひます。

あと報酬に関しては、これも委員長に前に言つたんですけど、資料の5の報酬のところ、数多いわけじゃないんですけども、委員長・副委員長手当をつけているところがあるんですよ。委員長・副委員長をやられた方、多分、西川委員長も、大変じゃないですか、常任委員会の委員長も。こういうところも考えたほうが、これこそ僕は、全員の報酬を考えるのも分かるんですけども、この常任委員会、特別委員会の委員長・副委員長って大変なので、僕はそつちのほうの手当を考えたほうがええかなと思ひています。新人の方もおられるので、皆さんの意見を聞いたらなと思ひますけど。

西川委員長 ありがとうございます。

靄本委員。

靄本委員 政務活動費につきましては、僕自身は賛成です。ただし、使用するに際して使途基準、使い道をきっちり決める、できたら領収書等の公開も含めて、やはり今まで、以前にやっていたものがなくなって、それを改めてするという部分では、市民の皆様の信頼もしっかり要ると思いますので、そこら辺をきっちり決めるべきかと思っております。

以上です。

西川委員長 報酬はいいですか。

靄本委員 報酬につきましては、議員としての質を高めるという部分に関しましても含めまして、僕自身は新人でもありますし、こういった意見をするという部分ではなかなか困る部分もあるんですけども、今のままで進んでいただければなと思っております。

以上です。

西川委員長 木村委員。

木村委員 今回、新人なので、給料という話もなんですけど……。

西川委員長 報酬。

木村委員 報酬に関してなんですけども、どうしても市民の皆様は議員さんがしっかり動いていて、しっかり何をしているか全て分かって、これだけやっていただいているのに、これだけの報酬しか、これだけの報酬もうてんのやということになると思うんです。だから、政務活動費も、僕はつけていただけるものはいただいて、しっかりこれを活用しながらしなくちゃいけないかなと思います。僕の周りもなんですけど、どこに相談に行ったらいいか分からない。今、議員さんは全て事務所を家にされてたり、その点もあります。

その点も、僕に関しては事務所を借りたり、そんなのもう報酬から払っていかなくてはならないとは思っているんですけども、それも政務活動費で家賃を、別で借りていますので、それも使えるようにしていただければ、そこに市民の皆様が誰でも来ていただいて、いろんな意見を聞いていただいて、いろんな意見を言っていただければ一番、やっぱりこれだけ議員さん活動してんねなというのがあれば、どうしても報酬に関してもやっぱり市民様が、何でこれだけもうてんのというのを皆さん言われるのは要らんと思うんですよ。だから、これに関してはしっかり活動していれば問題ないと思うので、議員報酬に関しては、僕は今現時点で37万円に関しても、結局この報酬は分かったんですけども、他市と比べてこういう状況もあって、これからもっと勉強せなあかんと思うんですけども、政務活動費については、やっぱりどうしても要るかなと思いますので、ぜひともしっかり検討していただいて、一緒に考えてもらえたらなと思います。

西川委員長 速水副委員長。

速水副委員長 まず、議員報酬に関しましては、これに関しましては、もうやはり今の経済状況、皆さんのことを考えますと、もうそれはもう正直増やす、上げるということはどうほぼ、やはり周りまず皆さんが実感する状況になってから行うべきだとは思いますが、それに関しましては、各特別委員会のほうで議論されると思いますので、まず政務活動費のことについて

てになります。この政務活動費につきましては、しっかり明確な領収書の添付が必須であったり、あとは問題になってくるのは先ほど谷原委員や吉村委員がおっしゃられたとおり、例えば、後援会活動、政治活動、政党活動、その割り振りというか、一体どれに当てはまるねんという明確化がやはり必要になってまいりますので、これに関しましては、他市をしっかりと参考にして、按分率というものをしっかりと、それを一体誰がどこで確定するのかという部分を明確化させる必要があることと、あとはそれに伴いまして、政務活動費に関しましては、例えば先ほど投票率ですね。これは12ポイント、12%下がっているということなので、皆様方の活動をやはりもっと市民の皆様にともしっかり知っていただくという必要性がございますので、そういった意味ではやはり機関誌なり市政報告などといった、そういったものでしっかりとアピールしていただく必要性もあるので、私としましては、そういう政務活動費に関しましては、やはり議論は詰めなきやいけませんけども、必要ではないのかなと思っております。

西川委員長 ありがとうございます。

そしたら、よろしいですか。

奥本委員。

奥本委員 これまでも私が言っていたことの焼き直しになりますけど、もう一度改めて整理した上で申し上げます。まず、報酬に関しましては、21年前、合併時に報酬審議会で議員の報酬というのは決められました。ところが当時、当時の合併したときのスライドした議員さんの方々がかなり人数多かったんですけども、もらい過ぎだということで、議員のほうから下げたい、決まったという経緯があります。そこからずっと今まで来てるんです。谷原委員おっしゃっているように、世間の物価の動向もいろいろあるんですけども、議員の報酬に関しては葛城市はずっと据置きできています。そういった意味で、やはりいろんな条件があって、それでいいのかという議論が必要になってきています。だから、私の個人的な結論としては、そこは見直すべきだと。ただ、我々が決めるんじゃないくて、これはちゃんと報酬審議会という場がありますので、そこで決めていただくというのが筋だと思います。

これは全国市議会議長会でも、議員の資質向上というのが一番問題にされていまして、この夏も結構言われていたんですけども、かつて議員に、市会議員も町会議員も含めて年金があったんです。議員年金。もう私たちが議員になる前に廃止されたんですけども、それをやっぱり議員の地位、生活を保障する上で年金は必要じゃないか、復活させようというのは、これは市議会議長会でもずっと議論されているんです。やはり昔は、こんな言い方は悪いけども、一部名誉職という認識が、特に村会、町会のところでは多かったんです。ですから、本当に議員の仕事だけで一本で食べていこうという方というのは、なかなか正直地方じゃ少なかったという、そのときも言われていました。

なおかつ、議員になったら報酬が少なくとも年金もらえるからというので出てらっしゃる方、あるいは、個人的にそれなりの年齢に達して、年金もらいながら、なおかつ議員として活動しようという第2の人生で成り手の方がいらっしゃった。ところが最近では、議員をやはり生涯の仕事として頑張ろうという若手が増えてきた。その若手の方に対して、やはり今

の現状の報酬だけ、将来的な、議員の資格がなくなったときの生活の質を保障する手だてが一切ないんです。国会議員は別ですよ。そこに対してやはり議員として頑張っていただくために、そういう年金も含めて、もう一度見直していこうという動きは、全国市議会議長会、全国のほうで今あります。

今そこまで私はやれとは言いませんけども、そういった意味で、若い方に政治に参加していただいて、議員となっていて、まちの将来を考えていただくという意味では、特に子育てしている方で、特に高校生、大学生の子どもを持つ議員さんというのは、かなりしんどい、正直言うと。いろんな手当、補助もありませんので。そこはやはり報酬審議会に諮った上で、適正なやつをもう一回議論していただく、これがまず私の報酬に関する考え方です。できれば審議会に諮った上で、適正なやつを出していただくというのは、それが増額という形につながれば一番いいかと思っております。

それから政務活動費、これも従来から私は言っていますけども、これは必要だと思います。やはり議員の資質向上というのは、これはもう与えられた研修だけとか、常任委員会の研修も重要ですけども、それ以外にどれだけ自分が努力して議員として質を高めていくか、これが重要になってくると思うんです。これはもう全ての議員に対して、何とかな、やっっていくべきことだと考えておりますので、私は個人的にJ I AMの研修へ行ったりとかしますし、そういう研修にないメニューに関しては、私個人で講師先生を呼んで過去2回ぐらいやりましたけども、もうそうなってくるとJ I AMとかの開かれたメニューであれば大体1万5,000円から2万円ぐらいですね、1回。泊りでいったらその倍になりますけども、そこにはやっぱり全国から同じ知識を得ようとする、もう全国の議員さんが志を同じにする方が集まってくるので刺激にもなります。

それはそれでいいんですけども、そこで学べない、あるいは自分が追い求めているところに関しては、やはり自分で探していかなんと駄目なんです。議員の研修以外のところにも。視察であったりとか。私は過去2回先生を呼んだのは指定管理のところでした。これはもう本当に10万円単位になります。でも、それはもう非常に苦しいので、一部、協力していただける、一緒に勉強しようという議員さんに協力していただいて、参加してもらって、幾ばくかもお金も出してもらいましたけども、やはりそういうこのテーマに関して勉強していくという志を持った議員さんはやっぱりいらっしゃるんです。そこに対しての、幾ばくかの費用的な補助というのは必要かなと。それがやっぱり本来の政務活動費かなと。だから政務活動費を導入するのは賛成ですけども、条件は要ります。

どういう目的で使うか。まずは研修ですよ。個人的な視察に関しては何がいいかわからないので、またもむ必要はあると思いますけれども、まずやはり資質向上のため、知識を得るためのものについては支出を認める。ただし、その内容が適正であるかという判断、領収書であったりとかは必要になります。もう一つ、これは神奈川県議会でも今年6月に決められているんですけども、使わない政務活動費を返還するという条項まで盛り込まれているんです。そういうふうにして、要するに使いませんでした、今回月に幾らかのやつをもらいましたけれども、今回私は使っていないので返還しますという、そういうルールづけをしておけば別に

いいんじゃないかと。ただし金額の点は、毎月決める必要はありますけれども、それが与えきりにならないようなルール化すれば、これはもう政務活動費として有効活用できるんであって、市民の皆様方の理解も得られると。

あと政務活動費に関して、私の周りのいろんな有権者の、葛城市民の方に聞いている限りは、やはり優秀な議員に来てもらうには上げんと駄目やろうと。企業経営者の方が多いので皆さんそう言います。やはり企業に関しては、優秀な人材を集めようと思うと、特に中小企業では、ほかよりもある程度いい給料を出していかないとなかなかいい人材は集まらないんです。そういった意味で、お手盛りというのは困りますけども、ある程度のそういう議員で頑張れるやんというぐらいの報酬もそうですけども、政務活動費も含めて改定する必要はあるんじゃないかと。それによって、将来的な市の議会のレベルが上がって、それが市の将来に対して反映していく形になりますので、やはりどちらも私は必要だと考えております。

西川委員長 よろしいですか、ほかの皆さん。

川村委員。

川村委員 当時、議員定数を削減するというその議論で、前期はその議論ばかりで来たと思います。議員定数2名削減というのは、この調査報告書から見たときに、2名の削減については非常にそれぞれ賛否がありました。その賛否があるのは、やはり3万7,000人の人口の中で、議員がその定数でいけるのかということで、議員1人当たりの見ていく範囲というものも含めて、非常に質を高めなければならないというか、多忙になるということも想定の中で決めたとあります。議決して決めたとあります。

その中で13名にしたのは、前回の無投票であったということの原因は、これは避けられなかったことだと思っています。避けられなかったというのは、前期4年間を見てみると、市民の方が非常に議会に対して興味が減ってきたというか、議会に対しての視点というのが今の投票率でもそれがうかがえる、一部あるのかなと思うんですけども、そういった作業がなかなか多忙な中でもできなかったのか、それとも質が悪くてできなかったのか、様々やと思っています。

質の向上を高めるために、定数を思い切って減らして、やっぱり選挙に絶対していくべきだという一心で、13名という絞り出した人数の中で、今回は選挙があつて、新しい議員さんも誕生しました。そこが一番の今回は1つの効果が出て、これからそのふるいにかけて、市民から負託をしていただいた議員さんが、質の高い議員活動をしていただくために政務活動費を出すということは、これはもう本当に市民の皆様にお認めをいただかないといけないことであるという思いもありましたので、市民懇談会の中でも報酬や政務活動費についても議論をさせていただきました。

私たちが思っているよりは、非常に理解をしていただいた市民さんの声もあったというふうにアンケートの中で伺いました。ですから、これから政務活動費というのは、やはり議員が責任を持っているんな、多様な情報をキャッチしていくために、そして、国全体で起こり得る議会としての問題を取り上げていく、そういった勉強をする機会を大いにとっていかないといけないので、政務活動費はこれからは取り入れていくべきであるということ強く私

は思っています。

そして、議員報酬についてでございますけども、報酬はしばらく保留のままで来ました。前回私が経験した中では、私の初めての選挙のときも議員定数が減らされたときの選挙でございましたので、その中で、その前の議員さんたちが議論された数々のことを聞き及んでおります。その中で、据え置いた経緯というのものもあるんですけども、議員報酬に触れられることについての、議員としてもなかなか言い出せない、口に出せないというところが本当の姿やったと思います。

それだけに、市民の市政の理解というものと、それから今回先ほど奥本委員がおっしゃったように、報酬審議会、我々が今の物価の状況を見て、今からいろいろな費用としている部分、それから報酬として求めていく部分というのを報酬審議会にかけていきたいという思いは十分持っています。ただ、報酬審議会というのはどのようなかけ方をするのがいいのか、今の37万円という金額が多いのか少ないのか、この調査報告書の中ではそのように書いていますけども、13人にしたという背景を見ていただいて、報酬審議会の中で判断をしていただきたいというのが、もう今正直な気持ちです。

ただ、報酬審議会が政務活動費についてもかけられるのかという、事務手続とかそういう審議会にかけられるというのはどのような方法でかけるのかというのは、私も知識不足なんですけども、金額をある程度議会の中で示して、この金額が高いのか低いのかということの評価していただくのか、その辺りは事務局のほうで、もし分かっていたらお答えをいただきたいんですけども。

西川委員長 分かりますか。

米田局長。

米田事務局長 我々もこれから勉強する範囲になってくると思いますので、また調べさせていただきたいと思います。

西川委員長 川村委員。

川村委員 ぜひそれも参考にさせていただいて、私たちもし金額を設定して報酬審議会にかけるとなれば、適正な金額が幾らなのかということをおおきく、決定するかどうかは分からないにしても、まずそういった第三者的な立場の機関に評価をしていただいて、それからまた議論をするという道筋をもう早急にやっていくべきだというふうに思います。ここまで長い時間をかけて、同じことをこの中で話をするよりも、第三者委員会にかけて評価をしていただければと思いますので、また、委員長、そのほうの手続も考えていただければありがたいです。

西川委員長 ほか、よろしいですか。

そしたら、皆さんの大体ご意見いただきました中で、政務活動費に関しましては、議員の質を高めるという意味もありますし、おおむね政務活動費についてはつけていったほうがいいんじゃないかという議論を前向きにさせていただくと。使い方ですね、皆さんが気にされていた。これについては他市の事例も含めて、杉本委員おっしゃっていただいた、13年ぶりでしたっけ、なかなかゼロイチになっているところはほとんどなかったんですけど、昨年で

すか、福岡県の田川市のところにつけられたというところがありますので、それも参考にさせていただきながら、どういうつけ方をされたか、どういう項目については認められているかということも含めて、他市の事例も見ながら進めていきたいなと思います。払い方についても、後払い方式がいいのかとか、先払い方式がいいのかとかいうところも、こちらのほうでまた精査をさせていただきたい。これについては政務活動費は進める方向で行きたいなと思います。

報酬に関しましては、皆さん大体ご意見いただいたように、報酬審議会のところに諮問をしたらどうやるというところがあります。あらかじめもうまとめさせていただいてはおるので、これもおっしゃるように報酬審議会の中で第三者が、自分らで自分らの報酬を決めるというのはなかなか難しいです。第三者機関のほうに一度、どういう形で投げられるのかということも含めて、さっき事務局からも回答ありましたように、そちらの方向で進めさせていただきたいなと思いますけども、それでよろしいですか。

谷原委員。

谷原委員 葛城市の特別職等の報酬審議会条例を見まして、なかなか難しいなという気がしているんですよ。要は、市長が条例を出す前にこれにかけないやから、ある程度条例の中身が、つまり金額も含めて出ないと、一般的なところでなかなか投げかけることはできないのかなと思います。また、審議する内容が議員報酬の額と市長、特別職の給料の額なんです。この2件だけになっているので、要は政務活動費についての項目はないんですよ。だから、そこら辺の立てつけがどうもどうなのかなというのがありますので、場合によってはこの条例では難しいので、極端に言うたら条例を変えてまでやるかということですけどね。とにかく第三者的な意見を我々としては欲しいと私は思っているんです。でも、この葛城市の条例ではどうなのかというのをちょっと判断させていただいて、またお願いします。

西川委員長 条例の中で、もうちょっと調べさせていただきますけども、政務活動費については進めさせていただくというところで、これが報酬審議会にかけるかどうかというところは別にして、他市の事例もありますので、これはあくまで報酬審議会、報酬のことなので、政務活動費はそういうのも川村委員はあるのかな、できるのかなということで問いかけがあっただけなので、その辺も含めて政務活動費については進めさせていただくと、いろいろ事例も見させていただきながら。報酬審議会に関しましては、調べさせていただいて、第三者機関でどういうかけ方ができるのかということも調べさせていただきます。

増田議長。

増田議長 まず報酬ですけれども、私、ちょっと聞いていて、他市の状況も比較対照する参考資料として出させていただいて、全国平均ということで、若干少ないねとかという、報酬は大体標準だったと。川村委員もおっしゃっているように、私も1期目のときに18から15ということで、あのとき感じたのは、何で3減らしたときに報酬に関して検討せんかったんかなと。今、政務活動費の問題と報酬の問題というものを、まずこれをやっておこうということなんですけども、できることならセットでやるべきやなというふうに感じます。

報酬に関しては、全国の平均という考え方もありやと思うんですけども、もう一つは、市

長の金額、副市長の金額、教育長の金額、議員の金額というのが、普通期末手当等々新聞に載るときにも、そういう形で乗るんですね。要するに、市長がこのレベルであれば議員もこのレベルじゃないですかみたいな比較対象とする意味で、果たして市長の報酬に対して議員の報酬がバランス的にどうなのかという比較をこの会議でやってないので、その辺のところもちょっと比較対照する意味で参考にするべきなのかなというふうに思います。過去には条例改正して、市長のほうの報酬を半分というふうなこともやられていましたけども、現状もう丸々いただいておられますし、ここできちっと比較対照する意味では、報酬に関しては参考資料となるのかなというふうに思います。

それから政務活動費、これはもうずっと懸案で、私も議会改革特別委員会でいろいろと議論させていただいて、意見も出したんですけども、最終的に先輩方のいろんな市民からのご批判も非常に多かった時代でしたので、そういうお話が途中で頓挫したんですけども、一番最初に議員研修のところでお話、新人の議員さんもお話ありましたように、やっぱり自己研さんをするとなれば、チラシがいつもレターケースに入っていますけども、東京で1万5,000円の研修、これをポケットマネーから参加するということになりますと、比較的経済的に負担も大きいということで、やはりこういったものに対する手当を支給して活用すべきじゃないかなと。それがひいては葛城市議会議員の質の向上に必ずつながると思うので、私は早々にでも実施すべきだという考えでございますので、報酬のほうだけ、市長とのバランスも考えて比較する参考資料があればなと思います。

西川委員長 ありがとうございます。

議長からもお話しいただきましたけども、報酬に関してもうちょっと詰めて、審議会、また市長のという話もありましたので、報酬審議会にかけられるかどうかということも含めて調査をさせていただきたいと思います。ただ、政務活動費についてはもう進めさせていただくという形で、ご異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西川委員長 ありがとうございます。

それでは、もう時間もあれですので、次に進ませていただきます。

(4) 市民懇談会についてでございます。

最初に説明があった資料1に、市民懇談会の開催について記載がございました。一番最初が、15番で、平成27年7月12日、2回目が16番で平成29年5月6日となっております。この2回については、どちらかと言いますと市民と懇談をするという形式ではなかったと私のほうは聞いております。その後、諸事情により開催することができなかつたわけなんですけども、3回目が35番で令和6年8月24日に、中央公民館小ホールで開催をさせていただきました。このときはスクール形式での実施をさせていただきました。4回目、44番のところ、令和7年7月20日に、同じく中央公民館小ホールで開催をさせていただきました。このときは議員がファシリテーターとなってグループワーク形式で実施をいたしました。

市民懇談会については、参加者募集のチラシや会場の確保など、かなり早い段階から準備しておく必要がございます。改選後、この4年間でどのような計画を持って実施をしていく

のか決めておく必要もございます。また、どのような形式で実施していくのかも決めていく必要がございますので、そこで今回はおおよそどの時期に実施をするのか、次に、1年間に何回実施をするのか、開催形式をどうするのか、参加対象市民をどのように絞るのかについて、おおよそ決めておきたいのでご意見を頂戴したいと思います。

まず、1つずつ行きますか。おおよその、前回は7月、8月の夏の時期にやらせていただきましたけども、どの時期に実施をするかというところですね。これは研修の時期とかもいろいろかぶってきたりもするかもしれませんが、視察研修とかもかぶってくるかもしれませんが、もちろん定例会の時期というのはずらさなあかんかなと思います。誰を対象にするということも後で出てくるんですけども、夏休みの近くにするのかというところもありますので。

吉村委員。

吉村委員 時期につきましては、前回は視察研修、各常任委員会でテーマがあって、それに合わせて視察研修をしましたと、その報告を兼ねた時期で市民というふうなことを前回やりましたと思います。その流れであったと思うんですけど、この市民の集まってくださる方々の立場から考えれば、これはあくまでも私も議会の都合であったわけですがけれども、私の思いますには、やはり市民の皆さんが、幅広い年齢層の方が集まりやすい時期というのがもしあるとすれば、それはその時期にするのが望ましいかなというふうに思います。

それからあと、年に1回を複数回やるべきだというふうな、やったほうが良いという意見もありましたので、例えば年に2回するというのであれば、例えば、そのうちの1回は若い年齢層が集まりやすい時期にやるとか、年齢構成によって集まりやすい時期がもしかしたら違うのかもしれないので、そういう時期にするのが望ましいんじゃないかなというふうに思います。

あと、議会は議会としてテーマを決めてやっているわけなんですけれども、それと市民懇談会は、前回思ったんですけど、ある程度分けといてもいいのかなと。市民の方からすれば物すごく大きくて話しやすいテーマというのがあって、前回よかったと思うんですよ。住みよくするにはと、そういうざっくりとした、そういうふうな市民懇談会にふさわしいテーマ設定というふうな形で、集まりやすい時期に、例えば今しがた委員長おっしゃったみたいに例えば夏休みとか、そういう時期なんかも含めて考えてみてはどうかなというふうに思いました。

以上です。

西川委員長 ありがとうございます。

時期も言っていたし、回数も2回ぐらいやったほうが良いと今おっしゃっていたと思います。参加対象、市民はどんな形ですかというところでは、若い方々が集まれる時とか、それは分けたらいいんじゃないかということもおっしゃっていたので。

前回から1回じゃちょっと少ないんじゃないかというご意見があったので、今の中では2回は想定をさせていただいて、予算の要望も出させていただいておるところでございます。

1年間に何回実施するというのは、2回、もしかしたら1回になるかもしれませんが、2回

は最低させていただきたいなというところで思っておりますので、これについて、1年間に2回というところは皆さんどうでしょうか。

川村委員。

川村委員 前回の反省というか、意見ということで、前回、私、議会改革で意見を言わせていただいたんですけども、私の2回というのは、エリアを北と南に分ける、来やすい距離というのを意識してほしいということで2回と申し上げました。時期的に、例えばもう一つの時期をいつにするかというのも、議会スケジュールの中でなかなか出しにくい状況があったとするならば、もう同日、もしくは最低1週間ぐらい空けて、エリア的に分けて、アンケートの集計がまとめてできやすいような状況で、エリアを分けた2回というふうに、私はそのようなご意見をいただきましたので、そのように申し上げましたので、その方向は変わりなくお願いしたいなと思うところです。

西川委員長 どうでしょうか。2回で進めさせていただくんですけど、これも前に意見があったように、中央公民館で一旦はやらせていただいたんです、前はね。やはり北のほう、當麻校区でやろうとしたら、恐らく次でやるとしたら会場がどこになるか分かりませんが、そちらの當麻小学校、小学校区じゃないな、旧當麻町のエリアと旧新庄町のエリアという形で2回やらしてもらおうような形。

これが例えば、もうお話しさせてもらいますけど、案内をするのに小学校区、5個小学校区がありますので、小学校区ごとで、要は4年間を通して小学校区、全部満遍なく行けるような形をとらせていただくのもいいのかなと思っています。5個小学校区がありますので、そういう形もとらせていただいてもいいのかなと思っております。どちらにしても2回というのは、今、川村委員おっしゃったように、旧新庄町のエリアでやるところ、旧當麻町のエリアでやるところというところすみ分けをさせていただいてもいいのかなと思っております。あとは時期の話もあるんですけど、そういう形で今、考えさせてはいただいております。これに対して何かご意見ありますか。よろしいですか、2回。

梨本委員。

梨本委員 私も2回はいいと思うんです。そもそも葛城市議会基本条例に制定されている市民懇談会に関して言うと、定例会や臨時会での審議の内容や経過などを市民に報告する場を設けますというふうにありますので、私はやはり当初の予算、3月で審議されたこと、それから9月で決算をやった後に、昨年度の事業はどうであったかということとちゃんと市民の方に報告をして、それについていろんな意見をいただくと。そういう場であるべきなのかなというふうに考えるんです。

今のように市民懇談会、今回何しようか、今回何しようかということではなくて、この条例の中にあることを基本に置いて私はやるのがいいのかなというふうに、個人的な意見なんですけれども、そういうふうに私は感じています。特に回数に関して、校区で分けるということも、これも1つ考え方としてあるとは思いますが、基本的には、今年予算でこういうお金の使い方をされます、去年はこういうお金の使い方をされましたということをベースに置いて、2回というのが私はいいいというふうに考えています。

西川委員長 そうしたら、今基本条例も基にして、これは一応報告もさせていただいておるんです。市民懇談会の中で、予算についても予算委員長のほうからも報告をさせていただいてもおったと思います。開催形式とか、市民の方々にどう参加していただくかというところを思ったときに、梨本委員はスクール形式みたいな形で、議会のほうからこういう形ですということを発信して、予算の使い方もこうであったということを中心にちゃんと報告をしてということを中心に市民の方々にちゃんとすべきやということをおっしゃったと思うんですけど、昨年行ったやつは、もちろんその報告もさせていただいておるんですけど、1つの課題について、市民の方々と話合いを通して葛城市の課題を探していこうかというようなことをさせていただきました。

そやから次の開催形式をどうするのかというところにも今もう入っているんですけど、これについて、梨本委員はスクール形式みたいな形で、議会のほうからの報告を……。

梨本委員。

梨本委員 基本的には報告するときはスクール形式だと思うんですよ。ただ、意見交換に関しては、去年やられたようなグループ形式でもいいと思いますし、もしくはもう少しパネルディスカッションのような形でやるというのもありやと思うし、その中身に関してはもう少し詰めていったらいいと思うんですけども、基本として、そのベースとなるものとしては、そういう年に2回と決めるのであれば、時期的にもそういう時期もばんと決まりますし、ある程度内容もこういうことを定期的にやっていっているということで積み重ねもされていくと思いますので、そういうことをお伝えしたかっただけで、特にスクール形式、グループ形式とかにこだわって発言したわけではないということ。

西川委員長 了解しました。開催時期について、まず予算の報告ができるんやったら3月、決算の報告ができる時期というところやったら9月以降、2回をするんやったらということやっと思えます。そのように解釈してよろしいですか。

奥本委員。

奥本委員 今年研修に行きました京丹後市、舞鶴市がこのワールドカフェ方式でやっていらっしたのを見習ったんですけども、特に京丹後市に関しては地区ごとに開催されていたと。目的がちょっと違ったんですね、我々と。我々の議会基本条例では行政の報告というのがメインでしたけども、向こうの場合は議会の調査案件にするテーマをすくい上げるというのを報告会の主にされていたので、それを基に、あれは4年間やったかな。ですよ。1期ごとにその常任委員会で取り組むテーマに関してずっと追及されていました。その辺の目的が違うので、一概にどっちがいいかって分からへんと。

それと忘れてはならないのが、前回のときは、最初、市長に対して議会から要望書を出すというところにつなげております。だから、それを考えると報告は絶対必要ですから報告の時間と、やはり今後の葛城市をどう進めていくかという上での市民の声を聞くという場は必要かなと。それが前回でしたよね。だから、それでいくとそのすくい上げた声を次年度の計画に反映させる時期がどうかというところまで考えておくと駄目だと思うんです。そうになると要望書を出すリミットはこれぐらいやと。それを基に市長が各事業部に関して予算立

での指示を出す。逆算していくと、ある程度時期は絞れていくのかなと。一番いいのは梨本委員おっしゃるように、決算が次年度の予算立てのもとになるので、そのタイミングがいいかなと思うんですけども、ただ決算終わってからこれをやってという要望書にまでつなげる時間が果たしてあるかどうかですよ。それを最終的に京丹後市のように、やはり常任委員会のテーマとしても取り組んでいかんとあかんと思いますので、そういう兼ね合いで時期的なことも考える必要があるかなという気がしますね。今、具体的にそうしたらいつがいいかと言われると困るんですけども。

西川委員長 ありがとうございます。

今回も、今、奥本委員おっしゃったように、要望書までつなげております。これはやるかやらないかというのは理事者の判断にもちろなってくるんですけども、できるものできないものもありますけども、その中で市民さんから出た意見をつなげていっている、これはある一定の議会としての市民懇談会の成果にはなっているのではないかなと思っているところでございまして、今回もそのような方式をとらせていただくのか、要はKJ方式、こちらから課題を一旦絞った中で、こういう課題について集まっていたら、その課題に対してこういうことをしたほうがいいんじゃないかというのを市民さんの声を拾っていく場ですよ、要はね。そういう形で市民懇談会を開催させていただいていいのか、それともほかの開催方法がいいのかというところなんですけども、その辺どうでしょうか。

もう前回やったような形で、対象者はまたいろいろ、また今から話があると思いますけど、まずその形式についてどうかなというところは。前回、新人の方は出てないと思うんですけど、資料の7に当日の写真とかをつけさせていただいて、付箋を、グループに分かれて、意見の吸い出しを行っていった。今はこうですよ、次はこんな形がいいんじゃないですかという提案とかも行っていただいたというような形です。でも、これというのは限られた、何というか、対象者が多くできないというところはあるんです。ただ、より率直な意見というのは聞き出しやすい、市民とのつながりというのも図りやすいというところはメリットであるのかなと思います。

ただ、報告をさせていただく中では、やはり議会としての報告を発信するという場では、なかなかいっぱいの人を集められないので、その辺に関してはちょっと薄いなというところはあるのかなと思います。市議会としてどういう活動をして、まあ言うたら、さっき梨本委員おっしゃったような基本条例に関して、要はその報告を予算としてこういう形でつけてきましたよという報告に対しては、広く市民の方に来ていただくわけではないので、その辺に関してはちょっと薄いのかなと。ただ、市議会として報告はさせていただいた。どちらかというところ、こういう課題解決を市民の方々、興味のあるの方々、子育てをされているの方々だったら、そのの方々に対しての案内を流すし、来ていただいて吸い上げをして、理事者に対して最後要望書を出していくという形をとらせていただいたのが今年。この形でもう一度させていただくというところであれば、これで組み立てていきたいなと思うんですけど。

蘆本委員。

蘆本委員 僕自身の意見ではあるんですけども、先ほど梨本委員の言われた基本条例の予算の報告で

あったり、もちろんそれも大事なんですけども、その報告というのはいろんな報告だけであつたら、いろんな形でも報告できるのかなと。せっかくそういった懇談会という部分であれば、市民の声を聞くというのを重きにとったほうが僕はいいんじゃないかなというのを感じています。

西川委員長 谷原委員。

谷原委員 私がちょっと心配していますのは、前回市民の方からご意見いただいて、要望書をまとめて市に出しました。その結果、それが実現したのかしなかったのか。また毎回同じことが出てくるようになるんですよね。同じテーマであれば、例えばこの間にある空き家が多いけど何とかして、これが毎回出てくるようなことになってしまうので、だから梨本委員がおっしゃったように、予算の終わった時期になれば、一応整理してそれも報告できるのかなとは思っています。決算のときはね。それを今度こういうふうな形で次年度予算に上げましょうという、市民の方にとっては、文句を言うはけ口になったらあかんというのがこのやり方の一番重要に、僕らが重視してきたところなんです。

市民さんからの提案はちゃんと議会で受け止めて、行政にも出しましたと。でもやっぱり、それがおしまいのところまであまり進んでなかったとしても、予算にはこういう形で反映していますとか、こういう議論をしていますということは、もう一回丁寧に報告することがあってこれをやっていかないと、結局何かガス抜きみたいな形になっているんじゃないかなというふうに捉えてもあかんで、そこまで非常に真面目にやってきましたので、ぜひ、予算決算を別に2回というのは、やりやすいかなというふうには思いました。

西川委員長 福本委員。

福本委員 私、前は全然参加してはないんですけども、会場のキャパに合わせてどれぐらいの方が来られたとか、そういったところもあるかとは思っていますけれども、議会としての報告というのもそのときに入れながら、数多くの方にできるだけ来ていただきたい、もちろん議会の報告というのもあるので来ていただきたいとは思っていますので、やはりこういった形でいろんな方々が、市民さんが参加していただいて、いろんな意見を言い合える場という形の、こういうふうな今のやり方というのは非常にいいのかなというふうには思っております。市民の皆さんが、ちょっと面白かったなと思ってもらえるような進め方になったほうが、いろんなご意見が出てきやすいのかなというふうにも思っておりますので、今のこの形、非常にいいのかなというふうに思っております。

西川委員長 ありがとうございます。

木村委員。

木村委員 僕、ちょっと参加してないんですけど、今、杉本委員からどれだけ来られたんですかというの、ちょっと人数も聞かせていただいて、まず、多分これは市民の人にいっぱい来ていただくのが一番いいことだと思うんですよ。その報告もしなくちゃいけないというのは、僕の簡単な考えですみませんが、何かイベントごとじゃないですけど、楽しく、何かイベントで、中央公民館のところでも議会として出すんじゃないかと、そういうイベントとして市民懇談会しますよという何か祭り事のような感じでもして、キッチンカーでも出すなり、極端

な話ね。それをした後にこういう懇談会もあれば、人が集まってきたり、いろんな方が来ていただけるのかなと思うんですけども、それも簡単な考えですみません。

その後に報告された後に、この事もあれば、残っている、その後にありますよというのもしていただければ、人数ももっともっと集まるのかな。取りあえず人を集めない、ぼくら自身もやっぱり見てなかったというのも悪いんですけども、伝わってないというところもやっぱりあると思うので、大げさな広告宣伝でも打たなとは思うんですけども。簡単な意見ですみません。

西川委員長 ありがとうございます。

周知というところに関しまして、なかなか議会として下手くそなところがありますので。

杉本委員。

杉本委員 去年、何人ぐらいでしたか、21人ぐらいでしたっけ。

西川委員長 14人。

杉本委員 あれが、例えば、木村委員おっしゃるのも分かるし、皆さんの意見も分かるんですが、これが倍になったら、僕らはこれができるのかというファシリテーター問題もあったわけじゃないですか。呼びまくって倍になったときに皆できへんという問題も。もう一個は、去年和やかに始まったんやけど、委員会の報告が始まった瞬間お通夜みたいになったじゃないですか。報告はせなあかんねんけど、これは来年何とかしましよって話をしたと思うんですよ。ほんで、今、梨本委員おっしゃったように、やっぱり予算決算の話、今回シフトチェンジするなり、ちょっと形を変えたほうが。

もし調査案件を市民懇談会で発表するとなったら、それに合わせた時期になるじゃないですか。そこに目がけて視察に行かなあかんし、それに目がけて報告書つくらあかんしというのを。それを去年やって手応えあんまりやったんですよ、ぶっちゃけ僕はね。それやったらこっちのほうに時間かけたほうがいいんじゃないか、ファシリテーターのほうに時間をかけたほうがいいんじゃないのという話はあったけど、報告は絶対せなあかんので。去年と同じやったらまた色気ないので、今年は予算決算でやるとか、ちょっと方向を変えて時期を決めるというふうにしやんと、去年の失敗じゃないですけど、何かその辺を改善していただいたらなと。難しいところなんですけどね。うまいこと報告できればいいんですけども、その瞬間だけもうすごい堅苦しくなって、その後からわいわいってなっちゃったので。ちょっとその辺を考えたほうが時期も決まるんじゃないかなと思います。

西川委員長 ありがとうございます。

どうでしょうか。難しいところですね。もうこれは決めていかなあかんのですけど、スクール形式、もう本当に報告するに特価するんでしたら、人数を集めて特化するんでしたら、もうスクール形式でやるのが一番いいと思います。もうベターだと思います。市民さんとのそういう闊達なやり取りをするのであれば昨年度の形式なんです。もうこれもどっちかなんですけど、言うたらね。だからそれを決めたいんですね。杉本委員おっしゃったのは、その前の報告の時とギャップが激しいというところやと思うんですけど、そこはもうちょっと市民さんに我慢してもらおうというところももちろん出てくるかもしれませんが。

増田議長。

増田議長 私、3回目なのですが、前回の市民懇談会を含めてね。その前の2回というのは、もう表現が難しいですけども、二度とやりたくない的反省点がたくさんあった。ところが前回のあの形式というのは、参加者の参加意識がすごく高くて、来ていただいた方が私も私もと自分の声で意見を出されるという形式をとったので、全員参加型形式になって、いい機会やったな、やり方としてはよかったなという思いはしました。

その前のスクール形式の場合は、ある意味、苦情聞き会議みたいなので、すごく日頃のうっぷんを晴らしに来られたみたいな意見が多かったような記憶があって、建設的意見が出されたというのが前回の雰囲気だったのかなと思うので、やはりああいう雰囲気づくりというのは、あの形式じゃないとできへんのかなというふうに感じました。

予算も藤井本委員長に予算の報告をしていただいて。本来こんな予算ですというのは、理事者側の出す資料であって、私はその後側の議会としてこんな意見がたくさん出て、いろいろとやりましたみたいな議会としての働きといいますか、予算審議の様相みたいなものが報告できたら、もっと頑張れ、頑張れと市民の方からお力添えもいただけるのと違うかなというふうなことを感じましたので、合わせ技で、前回の形式というのが非常に私はよかったと思うし、人数的にも、あの倍やったらちょっとあっぷあっぷになるのかなと。ただし、私もやらせてもらったけど、ファシリテーターは結構しんどいので、さばきを、みんなの声をうまく聞きとるタイミングというのが難しかったなという感じはしました。私の思いとしては、あの形式でもう一回やっていただけたらありがたいなと思います。

西川委員長 ありがとうございます。

そしたらもう時間もあれですので、ちょっとまとめさせていただきたいと思いますけども、そうか、まだご意見ある方、よろしいですか。

開催形式に関しましては、もちろん報告ということもさせてもらわなあかんので、それについてはさせていただくんですけども、全体的に皆さんの話を聞いてみますと、昨年度のグループワーク形式、K J方式のほうを採用させていただきたいところが多かったかなと思いますので、それを採用させていただきたいと思います。

回数については、一応2回をさせていただきたいなと思っております。

時期については、予算の報告もせなあかんというところ、もちろん4月以降のことはもちろんそうなんですけど、決算のこともありますので、時期をずらすのか、同じ時期にするのかというところを含めて、例えば予算の時期で言うたら例えば夏休みの時期で当たってくると。それで9月に決算がありましたら、冬に近い11月の時期にさせていただくという、2回というところも考えさせていただいて、もう決めさせていただいていいですか。どう思いますか。

川村委員。

川村委員 今回このタブレット中に、A班、B班と書いているこのK J方式でやった内容というのは、我々議員がこういったご意見があるということをしっかり吸収して、予算委員会で今度は反映していってもらわないといけない1つの情報ツールやと思います。こういう要望をもちろ

んまとめとして市長に出しました、流れですよ。市長に出しました。市長がこれを予算に反映するかどうかというところを今度予算委員会で見ました。ところが、全くこういう意見は反映されてなかったら、こんな議論をそこでしないといけない。その後、決算というの、決算は予算があって、それを執行されたかという部分がありますので、市民さんの関心としては、やっぱり予算に反映されて、それを執行していただくようになっていくのかどうかというところが一番興味があるのかなと思います。そういう循環をつくっていかないと。これが私も数回この形でやって、1つの流れ、皆さんから意見いただいたことを報告と言っても、予算でこういうことが反映されましたよというような簡単な報告、分かりやすい報告をしたら、その程度でいいのかなと思います。

やっぱり市民さんがせっかく来て意見を言ったことは、どういうふうに流れていくのかという流れをつくってあげることが、これからも興味をそそって、ここに来ていただける方向になるのかなというふうに、難しい報告を、例えば本来なら非常に盛り上がって、議案が理事者から上がってきて、その議案について審議する。これは市長が議案を投入してくる部分ですから、皆さんの意見とびたつとはまるかどうかという部分については、どの程度興味があるのかというのは、もうちょっと区長さんぐらいでしたらいろいろとそれぞれ地域の事情もおありになったりして、非常に周知されている、熟知されている部分やと思うから興味があるんですけども、やっぱりここに来られる方たちは自分たちの意見や自分たちの困り事をここで訴えないと、そういうところに流れていかないと、そういう市政に流れていかないとということを認識してもらうために、やっぱりやる目的であると思うので、やっぱりその流れをつくっていくとしたら、予算の終わった後にそれが、もちろんいただいた意見が、議員がそこにきっちり意見を出して、そういう成果があったのかなのかというようにも含めた報告ですから、予算が終わった後に、大体時期的には1本にしても、年間の議員のスケジュールを考えたら、違う時期に2回するというのもなかなかしんどいかなと思いますし、それをまた1個ずつまとめていかないといけない、1つのプロセスをまた同じように2回しないといけないのは、なかなか多忙だと思います。

ですから、やっぱり同時期にやって、まとめも一本化するというふうな流れでいいんじゃないのかなと私は思うんですけどね。

西川委員長 今、川村委員がお話ししていただいた提案なんですけど、時期は予算の時期の後、予算の終わった後に1本にして、2回を開催するということで、皆さんのご意見どうでしょうか。よろしいですか。何かほかご意見ありましたら。

吉村委員。

吉村委員 私、最初2回と言ったときに、集まりやすい時期にというふうな話をさせてもらったと思うんですけども、先ほど委員長が、予算の後やったら夏休みぐらいがというふうなこともありましたので、私も、市民の皆さんにやっぱり今まで、川村委員のおっしゃったように、本来のこの今やっている議員懇談会の趣旨からしても、そういった時期にちょっと1回、回数は2回としても、まとめてやってしまうというのは、これも私も話を聞いてそれはいいかなと思います。人も集まりやすいだろうと思いますし、それから私ども、やっぱり1年間通

じて議会活動をしていく中で、回していきやすい時期もありますので、まず取りあえず、次回はこういうふうにやってみて、時期についてまた意見が出てくるようであれば、そのときに考えてもいいのかなというふうに思います。

西川委員長 そしたら、よろしいですか。開催時期については、予算の終わった後、そして人が集まりやすい時期というところで考えさせていただきたいと思います。夏休み頃になるのかなと思いますので、おおよそその時期ぐらいで考えさせていただきたいなと思います。同じ時期に開催2回をさせていただくというところで、その方向で進めさせていただきたいと思いません。

それと開催形式については、グループワーク形式でさせていただきたいというところがございます。

参加対象者なんですけど、お話しさせていただいたように、新庄地区でやる旧新庄町の地区でやるのと、旧當麻町の地区でやると、この2回で考えさせていただいてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

西川委員長 対象者もそのように絞らせていただいてもよろしいでしょうか。絞る必要がないと。その辺ちょっとご意見どうですか。

吉村委員。

吉村委員 今し方おっしゃったみたいに、より多くの方が来ていただきやすいというところで、葛城市、市域は狭いといえども、やっぱり當麻地区のいずれかと、それからあと新庄のいずれかでやってもらおうと。それから、あと参加は市民の方、やっぱり皆さんに出ていただきたいので、もうどの地域から出てきていただいても、それはもう自由だしというふうに、絞る必要はないというふうに思います。

西川委員長 今、吉村委員のご意見がそういう形で、対象者は絞らなくて、やる場所、地域はそれぞれ旧新庄町の地域と旧當麻町の地域で開催をさせていただくというところでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

西川委員長 そのように進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

協議案件については、全て終了させていただきました。皆さん本当に闊達なご意見、いろいろ長時間ありがとうございました。いろんな協議案件があったんですけど、1つ1つが市民の皆様にとって、この議会が強化されることによって、市民の皆様にはしっかりと還元をされるというところでございます。この市民懇談会もやっぱり大切な議会としての取組の1つやと思いますので、皆さんこれから、今時期も大体決まりましたので、ご協力、またしっかりと組立てていきたいと思いますが、正副、しっかりと頑張っていきたいと思しますので、ご協力のほうよろしく願いをいたします。

それでは、これをもって議会改革特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉 会 午後0時14分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 西川 善浩